

1、おとなは、こどもをどう観てきたか？

2、こどもの現状

- ・ 日本の子どもの幸福度（ユニセフ）
- ・ いじめ、暴力行為、不登校、自殺の状況について（文科省）
- ・ 社会経済的背景と学力、ひとり親家庭の大学進学率（こども家庭庁、厚労省、文科省）
- ・ 県内の児童数推移（三重県教委）・ 県内の外国人住民推移（総務省）
- ・ 日本語指導が必要な児童生徒の割合、人口ピラミッド図（三重県教委、総務省）

3、こどもから安心、自信、自由を奪うものとは？（学校、家庭、地域において）

4、子どもの権利条約

- ・ 子どもが守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確にした
- ・ 日本は1994年4月批准

(1) 子どもの権利条約の4つの原則（基本的な考え方） → こども基本法（2023.4）  
→ 鈴鹿市こども条例（2025.4）

・ 第2条【差別の禁止】

- ・ ヘイトスピーチ解消法（2016年）
- ・ 障害者差別解消法（2016年）
- ・ 部落差別解消推進法（2016年）
- ・ 「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」（2021年）

・ 第3条【子どもに最もよいことを】

・ 第6条【生きる権利・育つ権利】

- ・ こどもにとって安心安全な居場所：場、時間、人との関係性、オンライン空間等

・ 第12条【意見を表す権利】

- ・ こどもの意見表明や社会参加は、自己肯定感や社会性の発達を促す。学校、地域、政策決定の場など、こどもの声を反映させるための環境づくりが必要。

(2) 「自分自身に満足している」若者の割合

## 5、人権教育と仲間づくりの取組が重要

- ・ こどもたちの声を聴くことから始める取組
- ・ 成績がよくても 悪くても、みんなと仲よく遊んでも 遊べなくても、「普通」や「あたりまえ」からはみ出すことがあっても、ありのままの自分を一人の人間として認めて、励ましてほしい。

### 資料

#### ◎ 子どもの権利条約

##### 第2条

1. 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
2. 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適切な措置をとる。

#### ◎ 鈴鹿市こども条例

##### (基本理念)

- (1) こどもが差別を受けることなく、権利の主体として尊重されること。
- (2) こどもに関することを決める場合は、こどもの意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- (3) こどもが適切に養育され、生活が保障され、自分らしく生き、自らの可能性を伸ばして健やかに育つことができること。
- (4) こどもが、その年齢及び発達の程度に応じて、自らに関わる事項について意見を表明し、主体的に社会に参加する機会が確保されること。
- (5) こども及びその保護者が必要な支援を受け、家庭や子育てに夢を持ち、その喜びを実感することができる環境を整備すること。
- (6) 市及び保護者等がそれぞれの責務又は役割を果たすとともに、相互に連携し、及び協力することにより、社会全体でこどもの健やかな育ちを支えること。